

住居手当の経過措置で前進 ストは回避 技能・業務系人事・給与制度で 協議継続



▲11月19日 全電通会館ホール 第3波総決起集会に469人が結集



東京清掃労働組合
千代田区飯田橋3-9-3
TEL (3237) 9995
1部20円

編集責任者 野崎 優三
教宣部長 野崎 優三

わが組合の綱領

- 一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
- 二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
- 三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

13賃金 確定闘争 妥結号

10月9日人事委員会勧告以降、5年連続マイナス改定という厳しい状況下全力で闘いました。自宅に係る住居手当を廃止し、借家・借間で27,000円以上家賃負担する世帯主に限定し、手当額を8,300円としました。清掃職員の9割が住居手当受給者で、ほとんどが持ち家であり、甚大な影響が出ると闘いを強めました。

区長会は勧告通りの給与改定を目指し、わが組合は22日第1波総決起集会から闘争開始。地連別総決起集会・ブロック幹事区長要請、各區長要請もを行い、職場からの切実な要求を訴えて来しました。

10月24日区長会に要求書を提出し、専門委員会交渉で課題解決を求めました。11月6日第4回団体交渉では、わが組合の要求に一切応えず、業務職給料表は依然として高い水準にあるとし、不誠実な対応に終始。自宅に係る住居手当を廃止し、経過措置は早期に本則への態度でした。

我々に歩み寄ろうとしない区長会の態度を改めさせるべく、22日1時間ストを配置し、15日区長会総会要請、18日区長会会長要請、19日第3波総決起集会を貫徹しました。

21日に至るも、区長会は踏み込んだ回答を示さず、このままでは妥結できないと通告し、夕方の中央委員会で重点課題を確認し交渉を強化しました。進展がないため、局面打開に向けトップ会談が持たれ、ようやく団体交渉へ。

22日深夜、第5回団体交渉で区長会提案を受け入れ、ストを回避することとしました。行(一)給料表は勧告通り引下げ改定、業務職給料表は勧告給料表に準じた引下げ改定でした。新旧制度差額分を自宅に係る住居手当受給者の不利益軽減に措置するとし、長期間の経過措置を提示させました。技能・業務系人事制度の改善や切替調整号数の廃止は、協議するとしたものの、動きは鈍く、今後は区段階からも働きかけをいっそう強めなくてはなりません。引き続き闘いの準備を進め、要求実現に向け奮闘しましょう。

●2013年 賃金確定交渉 区長会の最終提案に対する判断(1)について

はじめて(国の情勢)

昨年(2012年)の衆議院解散・総選挙、そして政権交代から一年が経過しようとしている。自民党政権は、依然として高い支持率を背景に、憲法改悪、特定秘密保護法案制定、国民投票法改悪などの制度変革を推し進めようとしている。さらに、デフレ経済からの脱却・アベノミクスの推進を掲げ、企業に対して賃上げを訴える一方で、労働者保護ルールの改悪を始めとする反動的な動きをさらに強めている。

今期賃金確定交渉が最終局面に向かう11月15日、政府は本年の人事院報告の取扱いと併せて、国家公務員給与の臨時特例減額措置については、2014年3月をもって終了するとして他、「公務員給与の総合的見直し」への着手に言及した閣議決定を行った。

「国家公務員の給与については、①地場の賃金をより公務員給与に反映させるための見直し ②50歳台後半層の官民の給与差を念頭に置いた高齢層職員の給与構造の見直し ③職員の能力・実績により的確な処遇への反映など給与体系の抜本的改革に取り組み、平成26年度中から実施に移す。このため、早急に具体的な措置を取りまとめるよう、人事院に対し要請する」とした。また、「地方公務員の給与決定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、既に国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあっては、その適正化を図るため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。また、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑

に、地方公共団体に対し、行政の合理化、効率化を図り、適正な定員管理の推進に取り組むよう要請するものとする」とした。

国家公務員の臨時特例減額措置の終了が閣議決定されたものの、政府が公務員の総人件費削減を狙っていることに変わりはない。臨時特例の終了と給与の総合見直しへの着手が閣議決定されたことにより、公務員給与回復のための取組は、次のステージに移行したと言える。特別区の今期賃金確定交渉は、かかる厳しい情勢下での取組を余儀なくされた。

特別区人事委員会は、10月9日、各区長と各区議会に対して「職員の給与に関する報告及び勧告を行った。

(1)月例給与と特別給について

月例給については、職員給与が民間給与を(58.8円、0.14%)上回っており、これを解消するための引き下げ改定とし、特別給(期末手当・勤勉手当)については、民間の特別給賞

2013年春闘結果の労働



▲11月15日 区長会総会要請 座り込む組合員の声を受け止めよ

最終局面で自主的・主体的に決着

働団体や経済団体の集計を見て、率・額とも引上げと集計され、全体として僅かながら改善されていると報告されている。給与等の公民比較調査の民間の調査対象企業規模について、2006年以降、それまでの「100人以上」から「50人以上」で実施されている。本年の公民比較では、50人以上100人未満の企業規模が全体に占める割合は14・4%で、昨年の14・1%から増えている。公民比較の民間企業に中小企業を多く加えて、職員賃金を低く抑えようという意図したものと言わざるを得ない。

また、率・額とも引上げと集計され、全体として僅かながら改善されていると報告されている。給与等の公民比較調査の民間の調査対象企業規模について、2006年以降、それまでの「100人以上」から「50人以上」で実施されている。本年の公民比較では、50人以上100人未満の企業規模が全体に占める割合は14・4%で、昨年の14・1%から増えている。公民比較の民間企業に中小企業を多く加えて、職員賃金を低く抑えようという意図したものと言わざるを得ない。

(2) 新たな住居手当制度について

新たな住居手当制度は、若年層に対する加算措置をしたことは一定程度評価できるものの、自宅に係る住居手当を廃止としたことは、職員に与える影響が極めて大きいものである。特別区の住居手当の受給者は、全職員の62・03%にあたる36、373人で、持家居住者は全職員の46・00%にあたる26、973人である。わが組合の賃金実態調査によると、清掃職員の約9割が住居手当受給者で、そのほとんどが自宅に係る住居手当受給者である。あまりにも影響の大きい見直しの勧告であった。

新たな住居手当制度は、若年層に対する加算措置をしたことは一定程度評価できるものの、自宅に係る住居手当を廃止としたことは、職員に与える影響が極めて大きいものである。特別区の住居手当の受給者は、全職員の62・03%にあたる36、373人で、持家居住者は全職員の46・00%にあたる26、973人である。わが組合の賃金実態調査によると、清掃職員の約9割が住居手当受給者で、そのほとんどが自宅に係る住居手当受給者である。あまりにも影響の大きい見直しの勧告であった。

新たな住居手当制度は、若年層に対する加算措置をしたことは一定程度評価できるものの、自宅に係る住居手当を廃止としたことは、職員に与える影響が極めて大きいものである。特別区の住居手当の受給者は、全職員の62・03%にあたる36、373人で、持家居住者は全職員の46・00%にあたる26、973人である。わが組合の賃金実態調査によると、清掃職員の約9割が住居手当受給者で、そのほとんどが自宅に係る住居手当受給者である。あまりにも影響の大きい見直しの勧告であった。

新たな住居手当制度は、若年層に対する加算措置をしたことは一定程度評価できるものの、自宅に係る住居手当を廃止としたことは、職員に与える影響が極めて大きいものである。特別区の住居手当の受給者は、全職員の62・03%にあたる36、373人で、持家居住者は全職員の46・00%にあたる26、973人である。わが組合の賃金実態調査によると、清掃職員の約9割が住居手当受給者で、そのほとんどが自宅に係る住居手当受給者である。あまりにも影響の大きい見直しの勧告であった。

新たな住居手当制度は、若年層に対する加算措置をしたことは一定程度評価できるものの、自宅に係る住居手当を廃止としたことは、職員に与える影響が極めて大きいものである。特別区の住居手当の受給者は、全職員の62・03%にあたる36、373人で、持家居住者は全職員の46・00%にあたる26、973人である。わが組合の賃金実態調査によると、清掃職員の約9割が住居手当受給者で、そのほとんどが自宅に係る住居手当受給者である。あまりにも影響の大きい見直しの勧告であった。

(3) 勤勉手当の成績率制度について

「Ⅲ 今後の給与制度」の「2 諸手当(勤勉手当制度)」として、「成績率の運用について、昨年改

「Ⅲ 今後の給与制度」の「2 諸手当(勤勉手当制度)」として、「成績率の運用について、昨年改

「Ⅲ 今後の給与制度」の「2 諸手当(勤勉手当制度)」として、「成績率の運用について、昨年改

「Ⅲ 今後の給与制度」の「2 諸手当(勤勉手当制度)」として、「成績率の運用について、昨年改

闘いの経過について

10月9日、特別区人事委員会勧告が各区長と各区議に示された。わが組合は直ちに区長会に対して要請行動を実施し、正確な公民比較とは言えない今回の不当な勧告とは切り離した給与改定を求めた。区長会会長からは、勧告を「重く受け止め」「尊重する姿勢で検討を行ってまいります」と、勧告どおりの給与改定に対する強い意欲が表明された。

10月22日、309名の組合員の結集の下、連合会館で開催された第一波総決起集会は、本格的な闘いが開始される直前の闘争開始宣言と位置付けられ、本年の特別区人事委員会勧告の不当性を訴えると同時に、今期確定闘争の主な課題等を確認することで本格的な秋季確定闘争の全体の意思統一を図った。翌週の10月30日には第5地連、11月1日には第1地連、5日には第

10月22日、309名の組合員の結集の下、連合会館で開催された第一波総決起集会は、本格的な闘いが開始される直前の闘争開始宣言と位置付けられ、本年の特別区人事委員会勧告の不当性を訴えると同時に、今期確定闘争の主な課題等を確認することで本格的な秋季確定闘争の全体の意思統一を図った。翌週の10月30日には第5地連、11月1日には第1地連、5日には第

(4) 再任用職員の給与について

雇用と年金の接続に係る国の検討状況や民間の動きを引き続き注視として、引き続き、各区の制度運用について言及した。

雇用と年金の接続に係る国の検討状況や民間の動きを引き続き注視として、引き続き、各区の制度運用について言及した。

雇用と年金の接続に係る国の検討状況や民間の動きを引き続き注視として、引き続き、各区の制度運用について言及した。

最終局面での自主的・主体的な決着

多くの重要課題について、職場の実態等を明らかにしながら今期賃金確定定期での解決を求めた。

多くの重要課題について、職場の実態等を明らかにしながら今期賃金確定定期での解決を求めた。

多くの重要課題について、職場の実態等を明らかにしながら今期賃金確定定期での解決を求めた。

多くの重要課題について、職場の実態等を明らかにしながら今期賃金確定定期での解決を求めた。

多くの重要課題について、職場の実態等を明らかにしながら今期賃金確定定期での解決を求めた。

多くの重要課題について、職場の実態等を明らかにしながら今期賃金確定定期での解決を求めた。

多くの重要課題について、職場の実態等を明らかにしながら今期賃金確定定期での解決を求めた。



▲11月18日 西川区長会会長に要請する第四地連嶋根議長

まいります」という考え方が、労使による自主的・主体的な決着を図ることができ

13 確定闘争は、各地連・きたものである。(総)支部と本部が一体と

2013 賃金確定闘争、区長会最終提案について

区長会の最終提案についてとする「配分方法の見直し」では、多くの項目で組合要求に添えたものではなく、不満が残るものである。しかし、最終局面で、住居手当の見直しの経過措置については、一定の評価ができるものである。

(1) 特別区人事委員会勧告の取扱いについて

給料表の改定については、勧告とおりの改定となる率は、業務職給料表は、扶養手当相当分を原資

じた改定となった。5年連続の月例給の引下げなど、不満な内容ではあるが、勧告制度がこれまで果たしてきた役割や、公務員を取り巻く現下の情勢、労使による自主決着を図ることを踏まえれば、やむを得ないものであった。

(2) 住居手当制度の見直しについて

今期確定闘争の最終局面での重点課題と位置づけた「現行制度と新制度との差額分を、自宅に係る住居手当受給者の不利益軽減として措置を求める」については、最終局面で区長会に大きな譲歩を引き出した。平成26年4月1日からの制度

(3) 勤労手当の成績率制度の見直しについて

この間の専門委員会交渉等の組合側主張を踏まえ、「配分方法の見直し」についての提案を断念させた。区長会は引き続きの協議を

求めているが、それは「配分方法の見直し」ではなく、別の方策を労使で協議することとした。

最終団体交渉でも「現状での対応は困難」という認識を繰り返したが、「本年2月の退職手当見直しに関する団体交渉の場でも申し上げたとおり、今後とも、皆さんと協議してまいりたいと考えております」と表明した。

区長会は再任用賃金水準が明らかにされなかったことを踏まえ、「現行制度を適用していくもの」という

区長会は再任用賃金水準が明らかにされなかったことを踏まえ、「現行制度を適用していくもの」という

区長会は再任用賃金水準が明らかにされなかったことを踏まえ、「現行制度を適用していくもの」という

区長会は再任用賃金水準が明らかにされなかったことを踏まえ、「現行制度を適用していくもの」という

区長会は再任用賃金水準が明らかにされなかったことを踏まえ、「現行制度を適用していくもの」という

区長会は再任用賃金水準が明らかにされなかったことを踏まえ、「現行制度を適用していくもの」という

区長会は再任用賃金水準が明らかにされなかったことを踏まえ、「現行制度を適用していくもの」という

たことは評価ができる。しかし、この発言をもって新たな見直しを確約させたものではない。今後の各区分での取組が重要となる。

職務に対する意欲の維持の観点から一日も早く切替調整措置を終了することを求めているが、「業務職給料表につきましては、依然として高い水準にある」という認識を示し、今後国からの指導で現業系職員に対する攻撃が予測されることから、判断の時期ではないという考え方を全く変えようとしていない。

最終団体交渉でも「現状での対応は困難」という認識を繰り返したが、「本年2月の退職手当見直しに関する団体交渉の場でも申し上げたとおり、今後とも、皆さんと協議してまいりたいと考えております」と表明した。

区長会は再任用賃金水準が明らかにされなかったことを踏まえ、「現行制度を適用していくもの」という

各区段階から「層」の取り組みを

多くの要求項目について、見送られたことなど、重点課題について組合側の主張に大きく歩み寄りを引き出したことは評価ができるものである。昇給調整措置の終了や現業系人事制度の改善について、今期賃金確定闘争で区長会の決断を得られなかったことは不満が残る。区長側はこれらの課題について「業務職給料表は高い水準にある」「各区からそういう要望はいただいていない」という認識を繰り返す切りとする。以上

I 給与改定諸項目の内容		
項目	内容	備考
行政職給料表 (一) 医療職給料表 (二) 医療職給料表 (三)	勧告のとおり実施する。	平成26年1月1日から実施
業務職給料表	別紙のとおり	勧告給料表の実施時期
新たな住居手当制度について	別紙のとおり	
勤務1時間当たりの給与額の算出方法について	別紙のとおり	
再任用の給与について	現行制度を適用する。	
II 交渉項目の扱い		
項目	内容	
任期付短時間勤務職員採用制度の各区事項化	平成26年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き続き協議事項とする。	
勤奨退職特例措置の各区事項化	平成26年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き続き協議事項とする。	

考え方明らかにし、最後までの姿勢を変えることはなかった。現行の再任用賃金水準は一部年金が支給されることなどが前提となっている。高年齢の雇用問題は、雇用と年齢の判断を余儀なくされた。組織形態を選択し、賃金確定闘争を自らの闘いと位置付け、8度目の賃金確定闘争を組織の総力を挙げて取組んだ。今期賃金確定闘争の到達点は、各地連や職場からの闘いを積み上げた結果であり、全組合員の奮闘に對し心から敬意を表するものである。地連の取り組みを強化し、支部交渉と本部(統一)交渉を有機的に結合させることで、困難な課題の前進に結び付けなければならない。闘いは継続する。依然として厳しい情勢下ではあるが、引き続き今後の闘いに全力を傾注することを確認して今期賃金確定闘争の区切りとす。

最後に(今後の取り組みについて)

多くの要求項目について、見送られたことなど、重点課題について組合側の主張に大きく歩み寄りを引き出したことは評価ができるものである。昇給調整措置の終了や現業系人事制度の改善について、今期賃金確定闘争で区長会の決断を得られなかったことは不満が残る。区長側はこれらの課題について「業務職給料表は高い水準にある」「各区からそういう要望はいただいていない」という認識を繰り返す切りとする。以上